

2018年3月13日 全12頁

相続法改正（要綱案）の概要

配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等

金融調査部
研究員 小林章子

[要約]

- 2018年2月16日、法制審議会の総会において「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」（以下、要綱案）が採択された。この要綱案は、法制審議会の下部組織である民法（相続関係）部会において検討されてきたいわゆる相続法の改正について、改正法案の骨子を取りまとめたものである。
- 今回の見直しは、約40年ぶりの相続法の大きな見直しとなる。見直しの趣旨の一つとして、高齢化社会の進展により老老相続が増加し、特に高齢となりがちに残された配偶者の生活に配慮する必要性が高まったことが挙げられている。具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。
- 改正法案は3月13日に閣議決定された。現在開会中の第196回通常国会に提出される見込みである。

目次

1. 改正の経緯と今後のスケジュール	2
2. 要綱案の全体像	2
3. 要綱案の解説	3
(1) 配偶者の居住権の創設（図表3）	3
① 配偶者短期居住権	3
② 配偶者居住権（長期居住権）	5
(2) 遺産分割に関する見直し（図表4）	6
① 配偶者保護のための方策	6
② 預貯金の仮払い制度の創設等	6
③ 遺産分割前に処分された財産の扱い	8

(3) 遺言制度に関する見直し (図表 5)	8
①自筆証書遺言の方式緩和.....	8
②自筆証書遺言の保管制度の創設.....	9
(4) 遺留分制度に関する見直し (図表 6)	10
①遺留分減殺請求の効力等の見直し.....	10
②遺留分の算定方法の見直し.....	10
(5) 相続の効力等に関する見直し (図表 7)	11
①権利の承継に関する見直し.....	11
②義務の承継に関する見直し.....	11
(6) 相続人以外の者の貢献 (図表 8)	12

1. 改正の経緯と今後のスケジュール

2018年2月16日、法制審議会の総会において「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」（以下、要綱案）¹が採択された。この要綱案は、法制審議会の下部組織である民法（相続関係）部会において検討されてきたいわゆる相続法の改正について、改正法案の骨子を取りまとめたものである。改正法案は3月13日に閣議決定された。現在開会中の第196回通常国会に提出される見込みである。

図表 1 改正の経緯と今後のスケジュール

2015年4月	法制審議会の民法（相続関係）部会での検討開始
2018年1月16日	同部会で改正の要綱案取りまとめ
2月16日	法制審議会の総会で要綱案が採択
3月13日	改正法案の閣議決定、国会への提出（見込み）

（出所）各種資料に基づき大和総研作成

2. 要綱案の全体像

今回の見直しは、相続法の約40年ぶりの大きな見直しとなる。見直しの趣旨は社会情勢の変化等への対応であり、その一つとして、高齢化社会の進展により老老相続が増加し、特に高齢となりがちな残された配偶者の生活に配慮する必要性が高まったことが挙げられている²。

要綱案では多岐にわたる見直しが盛り込まれた（図表2）。以下では、このうち特に重要な見直しと思われるものについて解説する。

¹ 法制審議会第180回会議の配布資料1（<http://www.moj.go.jp/content/001250062.pdf>）。

² 法制審議会民法（相続関係）部会資料1「相続法制の見直しに当たっての検討課題」（<http://www.moj.go.jp/content/001143585.pdf>）参照。

図表2 要綱案の見直しの一覧

見直しの項目	細目
配偶者の居住権の創設	配偶者短期居住権、配偶者居住権（長期居住権）の創設
遺産分割に関する見直し	配偶者保護のための方策、預貯金の仮払い制度の創設等、一部分割、遺産分割前に処分された財産の扱い
遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設、遺贈の担保責任等、遺言執行者の権限の明確化等
遺留分制度に関する見直し	遺留分減殺請求の効力等の見直し、遺留分の算定方法の見直し、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
相続の効力等に関する見直し	権利の承継に関する見直し、義務の承継に関する見直し、遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等
相続人以外の者の貢献	相続人以外の者の貢献

(注) 太字は特に重要な見直しと思われるもの。

(出所) 要綱案に基づき大和総研作成

3. 要綱案の解説

(1) 配偶者の居住権の創設（図表3）

配偶者の居住権保護のための方策としては、原則として遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護するための方策である「**配偶者短期居住権**」と、原則として配偶者が亡くなるまでの間、保護するための方策である「**配偶者居住権**」（検討段階では「長期居住権」）の2つの権利を新たに創設することが提案された。

①配偶者短期居住権

配偶者短期居住権とは、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の住宅（居住建物）で同居していた配偶者は、一定期間、その住宅に無償で住み続けることができるとする権利である。現行では、使用貸借の合意を推定するというロジックにより、相続開始から少なくとも遺産分割終了までの間、同居相続人（配偶者を含む）の居住を保護する判例の取扱いが確立している。しかしこの取扱いの場合、合意を推定できないケース（住宅が第三者に相続された場合など）では居住を保護できないことから、今回新たに権利を創設することとされた。

配偶者短期居住権は、**相続開始により当然に発生する**。そのため、配偶者居住権（後述②）とは異なり、被相続人の遺言などであらかじめ定めておく必要はない。

存続期間は、原則としてその後の遺産分割によりその住宅（居住建物）を誰が相続するかが確定した日、または相続開始時から6ヶ月が経過する日のいずれか遅い日までとされている。したがって、最短でも相続開始時から6ヶ月が経過する日までの間は、配偶者短期居住権に基づいて住み続けることができる。ただし、遺言で配偶者以外の相続人が相続するものとされた場合など、その住宅が遺産分割の対象にならない場合は、存続期間は、この配偶者短期居住権について、その住宅を取得した者が権利の消滅の申入れをした日から6ヶ月を経過する日までの間となる。

配偶者短期居住権の内容としては、配偶者自身が住宅を使用（居住）するほか、他の全ての

相続人の承諾を得れば第三者に使用させることもできるが、配偶者居住権（後述②）とは異なり、第三者への賃貸などの収益のために利用することは認められていない。その他の権利の内容は使用借権と類似している（第三者に権利を主張できないこと、修繕費の負担など）。

また、配偶者短期居住権が発生するのは、**その住宅の居住部分に限られる**。したがって、例えば被相続人の生前、2階建ての戸建ての1階部分を店舗として使用し、2階部分を居住に使用していた場合には、配偶者短期居住権に基づいて配偶者が居住できるのは2階部分についてのみとなる。

配偶者短期居住権は遺産分割において考慮されない。つまり、配偶者の遺産の取り分（具体的相続分）を計算する際に算入されないため、配偶者は他の財産の取り分を減らすことなく、住宅に住み続けられることになる。

図表3 配偶者の居住権の創設（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
配偶者短期居住権	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の居住を保護するため、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の住宅（居住建物）で同居していた配偶者は、一定期間（注1）、無償で住み続けることができる。 相続開始により当然に権利が発生するため、被相続人の遺言などで定めておく必要はない。 権利が発生するのは、住宅の居住部分に限られる（店舗使用部分などは不可）。 譲渡不可、配偶者の死亡・住宅の所有者からの消滅請求・消滅の申入れ・配偶者居住権の取得により消滅。 第三者対抗要件を具備することはできない。 遺産分割において考慮されない（配偶者の他の財産の取り分（具体的相続分）が減ることはない）。 	（新設） ・住宅の使用貸借の合意を推定する取扱いあり（判例）
配偶者居住権（長期居住権）	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の居住を保護するため、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の住宅で同居していた配偶者は、原則としてその終身の間（注2）、無償で住み続けることができる（注3）。 遺産分割（協議・審判）、遺贈、死因贈与で定める必要あり。 権利が発生するのは、住宅の全ての部分（居住部分以外も含む）。 譲渡不可、配偶者の死亡・住宅の所有者からの消滅請求により消滅。 第三者対抗要件として登記可、配偶者に登記請求権あり。 遺産分割において考慮される（配偶者の他の財産の取り分（具体的相続分）が減る）。 	（新設）

（注1）具体的には、その住宅が遺産分割の対象になる場合には、遺産分割により住宅の帰属が確定した日または相続開始時から6ヵ月経過日のいずれか遅い日までの間。遺産分割の対象にならない場合（遺言で配偶者以外の相続人が相続することとされた場合など）には、相続・遺贈により住宅を取得した者が配偶者短期居住権の消滅の申入れをした日から6ヵ月を経過する日までの間。

（注2）遺言や遺産分割の定めによって、より短い期間とすることもできる。

（注3）住宅としての使用のほか、もともと店舗や賃貸物件として利用していた部分（収益部分）については、配偶者居住権の発生後も引き続き利用することができる。他方、居住部分を新たに収益のために利用するには、その住宅の所有者の承諾が必要となる。

（出所）要綱案に基づき大和総研作成

②配偶者居住権（長期居住権）

配偶者居住権とは、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の住宅（居住建物）で同居していた配偶者は、原則としてその終身の間、その住宅に無償で住み続けることができるとする権利である。現行では、遺産分割終了後も同居相続人の居住を保護する方法として、その住宅自体（所有権）を相続させることが考えられる。しかしこの場合、一般的に不動産の評価額が高額となり得るために、住宅以外の財産を取得できなくなり、結局生活を維持するために住宅を手放さざるを得なくなるケースがみられた。

配偶者居住権を利用することで、例えば住宅を子に相続させ、配偶者には配偶者居住権を取得させるというように、配偶者の居住を保護しつつ他の財産も取得させることができるようになる。

配偶者居住権の内容としては、住宅の使用（居住）のほか、**第三者への賃貸など収益に利用することもできる**が、従前の用法に従う必要がある。配偶者は、住宅のうちもともと店舗や賃貸物件として利用していた部分（収益部分）について、配偶者居住権の発生後も引き続きそのまま利用することができる。他方、住居として利用していた部分（居住部分）を新たに収益のために利用するには、その住宅の所有者（配偶者以外の相続人）の承諾を得る必要がある。その他の権利の内容は賃借権と類似している（修繕費の負担など）。

配偶者居住権は、相続開始により当然発生する配偶者短期居住権とは異なり、**遺贈（遺言による贈与）または死因贈与契約（贈与者の死亡により効力が発生する贈与契約）**であらかじめ定めておくほか、**遺産分割によって取得させることもできる**。後日の紛争を避けるためには、あらかじめ遺贈または死因贈与契約で定めておくことが有益と思われる。

存続期間は、原則として配偶者の終身の間であるが、遺言や遺産分割の定めによって、より短い期間とすることもできる。つまり、特に定めがない限り、配偶者の終身の間となる。

また、配偶者居住権は、登記をすることで第三者に権利を主張できるだけでなく、配偶者は住宅の所有者に対して**登記請求権**を有する（配偶者居住権の設定登記手続きをするよう、住宅の所有者に請求できる）。

配偶者居住権が発生するのは、配偶者短期居住権の場合と異なり、**住宅の全ての部分**である。したがって、前記①の例では、配偶者は2階の居住部分だけでなく、1階の店舗部分についても配偶者居住権を取得することができる³。

配偶者が配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものと扱われる。つまり、遺産分割において配偶者の遺産の取り分（具体的相続分）を計算する際には、配偶者が配偶者居住権を特別受益として取得したものとみなして計算することになる⁴。

³ ただし、被相続人と第三者が共有している建物の場合には、その第三者の権利を制限することになるため、配偶者居住権を取得することはできない。

⁴ 配偶者居住権（長期居住権）の評価方法や、この居住権が設定された土地・建物の評価方法については、部会資料 19-2「長期居住権の簡易な評価方法について」（<http://www.moj.go.jp/content/001222142.pdf>）参照。

(2) 遺産分割に関する見直し (図表 4)

①配偶者保護のための方策⁵

現行の民法では、被相続人から遺贈や生前贈与により特別な利益 (特別受益) を得た相続人がいる場合、相続人の中の公平のため、遺産分割において、原則としていったん遺産に持ち戻して、それぞれの相続人の取り分を計算する (特別受益の持戻し)。ただし、例外的に被相続人が遺言で「持戻し免除の意思表示」をしている場合などは持ち戻す必要はない。つまり、「原則として遺産分割の計算の対象に含める」ことになっている。例えば、被相続人がその生前、配偶者と一緒に住んでいる家を配偶者に贈与していた場合、その家は原則として遺産に持ち戻されるため、預貯金など家以外の遺産についての配偶者の取り分は、その分少なくなる。

要綱案では、**20 年以上婚姻している夫婦の間**での遺贈または贈与のうち、居住用の家 (配偶者居住権を含む) またはその敷地の贈与等については、遺産分割において、**原則として遺産に持ち戻す必要はない (計算の対象外とする)** ことが提案された。つまり、配偶者への居住用の家や敷地の贈与等に限って、現行の民法での原則と例外を逆転させ、「原則として遺産分割の計算の対象に含めない」とすることが提案されている。

②預貯金の仮払い制度の創設等

複数の相続人が共同相続した預貯金の取扱いについて、最高裁は近年判例を変更し、遺産分割の対象となると判断した⁶。そのため、遺産分割前の個々の相続人への払戻しは、原則として認められないこととなった。払戻し請求を受ける金融機関にとっては取扱いが明確になったものの、相続発生後、遺産分割前に緊急の払戻しの必要が生じた場合 (相続債務や葬儀費用の支払い、相続人の生活費に充てるためなど) であっても一切払戻しができないとすると、相続人にとっては困った状況に追い込まれかねない。

要綱案では、**共同相続された預貯金について、遺産分割前でも相続人に仮に払戻すことを認める制度を創設する**ことが提案された。(a) 家庭裁判所の手続き (保全処分) を利用する方法と、(b) 裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法の 2 つの案が提案されている。

(a) の方法は、仮払いの申立てだけでなく、本案として遺産分割の審判または調停の申立てをする必要があるため、(b) と比較するとコストや時間がかかるというデメリットがある。また、相続債務の弁済のためなど、仮払いの必要性があることの疎明 (一応確からしいという程度の証明) が必要になる。他方で、仮払いの金額に上限は設けられておらず、申立て額の範囲内で裁判所が必要と判断すれば、特定の預貯金債権の全部を取得することもできる。

(b) の方法は、相続人が金融機関の窓口で直接払戻しを求める方法である。仮払いの必要性も要求されず、裁判手続きも不要なため (a) に比べて簡便である。他方で、仮払いの金額に上

⁵ 中間試案では配偶者の法定相続分を引き上げる案が提案されていたものの、パブリックコメントの反対多数で撤回されたために、その代替案として提案された。

⁶ 最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定 (民集 70 巻 8 号 2121 頁)、最高裁平成 29 年 4 月 6 日第一小法廷判決 (裁判所時報 1673 号 3 頁)。

限が設けられている。具体的には、「相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×3分の1×（仮払いを求める相続人の）法定相続分」かつ「債務者（金融機関）ごと（複数の口座がある場合は合算）に法務省令で定める額」が上限となる。「法務省令で定める額」は現時点では明らかではないが、これまでの検討の経緯から、100万円台で定められるのではないと思われる⁷。なお、仮払いされた預貯金は、その相続人が遺産分割（一部分割）により取得したものとみなされる（遺産分割の際に具体的相続分から引かれる）。

図表4 遺産分割に関する見直し（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
配偶者保護のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、20年以上婚姻している夫婦の間で、居住している建物またはその敷地について、所有権または配偶者居住権を遺贈・贈与した場合、「持戻し免除の意思表示」が推定される（遺産分割において遺産に持ち戻す必要はない）。 例外的に、贈与者の持戻しの意思表示を証明するなど、推定を覆すことができれば遺産に持ち戻される。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、婚姻期間を問わず、配偶者に遺贈・贈与された財産（特別受益）は、遺産分割において遺産に持ち戻される。 例外的に、贈与者の「持戻し免除の意思表示」があれば、遺産に持ち戻されない。
預貯金の仮払い制度の創設等	<ul style="list-style-type: none"> 共同相続された預貯金について、遺産分割前に相続人に仮に払戻すことを認める制度を創設する。 (a) 家庭裁判所の保全処分を利用する方法 遺産分割の審判または調停の申立ておよび仮払いの申立てをする。 仮払いの必要性を疎明することが必要。 仮払いの金額は、申立てに基づき裁判所が判断する。 (b) 裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法 仮払いの上限金額あり^(注1)。 仮払いされた預貯金は、その相続人が遺産分割により取得したものとみなされる（遺産分割において具体的相続分から引かれる）。 	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続人全員の同意がない限り、原則として遺産分割前の預貯金の払戻しは認められない（平成28年・29年最高裁判例）。
一部分割	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割手続き（協議・調停・審判）で的一部分割を明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務では一部分割を認める（調停・審判の申立ての段階では全部分割を求める必要あり）
遺産分割前に処分された財産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 共同相続人全員の同意^(注2)があれば、遺産分割時になお遺産として存在するものとみなす（財産を処分した相続人の具体的相続分から引かれる）。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割の対象にならない（財産を処分した相続人の具体的相続分から引かれない）。

(注1) 上限金額は、相続開始時の預貯金額（口座ごと）×3分の1×法定相続分、かつ金融機関ごとに法務省令で定める額までとされている。

(注2) 財産を処分した相続人の同意は不要。

(出所) 要綱案に基づき大和総研作成

⁷ 標準的な必要生計費、平均的な葬式の費用の額やその他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して定められることとされている。なお、検討段階では、標準的な生計費として月額12万円弱（単身世帯・平成29年4月時点）、平均的な葬式費用の額として150万円前後とする統計データ等が引用されている。部会資料24-2「補足説明（要綱案のたたき台(3)）」(<http://www.moj.go.jp/content/001238833.pdf>) 参照。

利用方法としては、葬儀費用など特に緊急性が高い費用については時間のかからない (b) の方法で払戻しを受け、緊急性がそこまで高くない相続人の生活費用については金額に上限がない (a) の方法で払戻しを受ける、といった使い分けが考えられる。

なお、この払戻しの請求権自体を譲渡・差押え・相殺できるかどうかについては否定的に考えられている。また、相続人から預貯金の持ち分を譲り受けた債権者や差し押さえをした債権者については、この払戻し請求はできないと考えられているようである⁸。

③遺産分割前に処分された財産の扱い

遺産の分割前に遺産の全部又は一部が処分された場合、現行の実務では、その処分された遺産については遺産分割の対象にならない（現に残っている遺産のみを分割する）。特に処分した者が共同相続人である場合、その相続人は遺産分割において処分で得た利益分を引かれることなく、他の相続人と同じ条件で遺産の分け前にあずかることができ、結果的に他の相続人より多くの遺産をもらうことになるので、不公平が生じる。

要綱案では、**遺産分割前に処分された財産について、処分をした相続人を除く共同相続人全員の同意があれば、遺産分割時になお遺産として存在するものとみなす**ことが提案されている。これにより、より公平な分割結果が実現できることが期待されるものの、他方で、遺産分割の前提となる遺産の範囲について、処分された財産があるかどうかの審理が必要になるため、遺産分割手続きが長期化・複雑化する懸念も指摘されているところである⁹。

(3) 遺言制度に関する見直し（図表5）

遺言制度については、全文を遺言者の自筆で書くことが必要な「自筆証書遺言」について、2つ大きな見直しが提案されている。

①自筆証書遺言の方式緩和

遺言者が、遺言の内容として特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合などは、財産が特定できる事項を記載する必要がある。例えば不動産であれば登記事項（所在地・地目・地番・地積など）、預貯金であれば金融機関名・口座番号などであり、「財産目録」として本文とは別に別紙で添付されることもある。自筆証書遺言の場合、この財産目録についても自書が必要となるため、遺言者が高齢の場合などは作成の負担が大きく、遺言書の利用を妨げる要因になると指摘されていた。

要綱案では、この**財産目録**について、別紙として添付する場合に限って自書を不要とすることが提案されている。代替りの作成方法としては、従来の自筆部分をパソコンで作成した書面のほか、登記事項証明書、預金通帳のコピーを添付する方法が挙げられている¹⁰。また、別紙の全てのページに遺言者の署名・押印が必要とされている。

⁸ 部会資料 25-2「補足説明（要綱案のたたき台(4)）」（<http://www.moj.go.jp/content/001244448.pdf>）参照。

⁹ 部会資料 24-3「要綱案のたたき台(3)の補充」（<http://www.moj.go.jp/content/001238837.pdf>）参照。

¹⁰ 部会参考資料「遺言書」（<http://www.moj.go.jp/content/001244449.pdf>）参照。

図表5 遺言制度に関する見直し（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
自筆証書遺言の方式緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書不要（パソコンなどで作成できる）。 ・別紙の全てのページに署名・押印が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録を含む全文の自書（遺言者の自筆で書くこと）が必要。
自筆証書遺言の保管制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者は、自筆証書遺言（無封のみ）について、法務局に保管申請できる（注1）。 ・遺言者は、遺言書の返還・閲覧請求可。 ・遺言者の相続人・受遺者・遺言執行者は、①遺言書の保管されている法務局の名称等の証明書の交付、②遺言書の閲覧、③画像情報等の証明書の交付を請求できる（注2）。 ・相続人等の1人が②または③の手続きをした場合、法務局からその他の相続人等へ、遺言書を保管していることが通知される。 ・家庭裁判所での検認の手続きは不要。 	（新設）
遺贈の担保責任等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺贈の目的物が特定物か否かにかかわらず、相続開始時の状態で引渡す義務を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺贈の目的物が不特定物の場合、瑕疵のない物を引渡す義務を負う。
遺言執行者の権限の明確化等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の類型における遺言執行者の権限を規定。 ・預貯金が遺産分割方法の指定で承継された場合、対抗要件具備（通知・承諾）、預貯金の払戻し請求、預貯金契約の解約の申入れができる。 ・やむを得ない事由の有無にかかわらず、第三者への再委任（復任）ができる（注3）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の類型における権限規定なし。 ・やむを得ない事由がなければ復任ができない。

（注1）遺言者自身が法務局に出頭して手続きする必要がある（代理申請不可）。また、保管申請できる法務局は、遺言者の住所地・本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する指定法務局に限定される。

（注2）遺言者の死亡後に限る。

（注3）やむを得ない事由がある場合は遺言執行者の責任の範囲が限定される。

（出所）要綱案に基づき大和総研作成

②自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言は遺言者の家で保管されるのが一般的であり、公正証書遺言のように作成後の遺言（原本）を公的機関に保管する制度はない。そのため、遺言書の存在を隠しておくことができる反面、方式不備（日付や署名・押印など）、紛失や変造のおそれがあり、後日その存在や有効性をめぐって紛争が生じやすいというデメリットがある。

要綱案では、自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度を創設することが提案されている。手続きの流れとしては、次のとおりである。

まず遺言者自身が法務局に自筆証書遺言（無封のみ、原本）を持参し、保管申請をする。法務局ではその遺言書の形式審査を行い、原本を保管するとともに画像情報化して保存する。相続開始後、遺言者の相続人・受遺者・遺言執行者は、法務局に対して、①遺言書の保管されている法務局の名称等の証明書の交付、②遺言書の閲覧、③遺言書の画像情報等の証明書の交付を請求できる。相続人等の1人が②または③の手続きをした場合、法務局からその他の相続人

等へ、遺言書を保管していることが通知され、遺言書の存在が明確になる。

また、現行では、自筆証書遺言は相続開始後、家庭裁判所で検認¹¹の手続きが必要となる。要綱案では、保管制度を利用した場合にこの手続きを不要とすることが提案されている。これにより、遺言書に基づきすぐに遺産分割手続きに入ることができるようになる。また、保管制度では保管時の遺言の状態を担保できるため、遺言書が作成されてから時間が経過している検認時の状態を担保できるにとどまる検認手続きより、後日の紛争の防止につながる事が期待できる。

(4) 遺留分制度に関する見直し (図表 6)

遺留分制度とは、遺贈や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された場合などでも、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人(遺留分権利者¹²)に限って、特別に最低限の財産の取り分(遺留分)の取戻しを認める制度である。

①遺留分減殺請求の効力等の見直し

現行では、遺留分権利者が贈与等を受けた者に対して遺留分を求める請求(遺留分減殺請求)をすると、遺留分を侵害している贈与などはその侵害額の限度で効力を失い、原則として減殺された財産はその限度で遺留分権利者のものとなる。つまり、贈与された財産そのものを返還する(現物返還)のが原則で、金銭の支払い(価額弁償)は例外という位置づけになっている。

要綱案では、この取扱いを抜本的に見直し、「遺留分侵害額請求」によって金銭債権が発生することとされた。つまり、遺留分権利者は、贈与等を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭を請求できる。検討段階では現物給付も選択できることが議論されたものの、最終的に金銭のみとする案に落ち着いた。贈与等を受けた者(遺留分侵害額請求を受けた者)は裁判所の許可を得て、支払いを猶予してもらうことができる。

②遺留分の算定方法の見直し

現行では、遺留分の計算上算入される(減殺の対象になる)贈与(生前贈与)の範囲について、相続人に対するものか否かで異なる取扱いがされている。すなわち、相続人以外に対する贈与は、原則として相続開始前の1年間にされた贈与に限られるが、相続人に対する贈与のうち特別受益にあたるものは、特段の事情がない限り、全ての期間の贈与が算入される。

要綱案では、この相続人に対する贈与(特別受益にあたるもの)について、相続開始前10年間にされたものに限って算入するとし、現行の取扱いよりその範囲を限定することが提案されている。

¹¹ 相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きをいう。裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_17/) 参照。

¹² 遺留分権利者は、配偶者、直系卑属(子・孫など)、直系尊属(両親・祖父母など)である。

図表6 遺留分制度に関する見直し（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
遺留分減殺請求の効力等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・遺留分侵害額請求により、金銭債権が発生する。 ・受遺者と受贈者の負担額の規定を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減殺請求により、原則現物返還の効力が生じる。例外的に金銭での返還が可能（価額弁償）。
遺留分の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人に対する贈与（特別受益にあたるもの）は、相続開始前10年間にされた贈与に限って算入する。 ・不相当な対価による有償行為の減殺でも、遺留分権利者による対価の償還は不要。 ・遺留分侵害額の計算方法を明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人に対する生前贈与（特別受益にあたるもの）は、全ての期間の贈与を算入する。 ・不相当な対価による有償行為の減殺は、遺留分権利者による対価の償還が必要。
遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者が遺留分権利者の相続債務を消滅させる行為（弁済など）をしていた場合、意思表示により、その限度で金銭債務を消滅させることができる。 	（新設）

（出所）要綱案に基づき大和総研作成

（5）相続の効力等に関する見直し（図表7）

①権利の承継に関する見直し

相続人が法定相続分を超えて相続財産を取得した場合、その取得を第三者（例えば、他の相続人の債権者など）に主張するために対抗要件（登記など）を要するかについて、現行ではその財産の取得方法（遺贈、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺産分割）によって取扱いが分かれていた。要綱案では、**取得方法にかかわらず、全て対抗要件を必要とすることが提案**されている。

現行では、相続分の指定や遺産分割方法の指定（「相続させる」遺言）によって取得した場合は、対抗要件が不要であるため、相続人は、特段、登記などの手続きを急ぐ必要はない。しかし、要綱案のとおりの見直しがされれば対抗要件が必要になるため、相続人は、遺言の効力の発生（原則として遺言者の死亡）後、すぐに登記などの手続きをすることが重要になる。

②義務の承継に関する見直し

現行では、相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使できる。つまり、遺言で法定相続分と異なる相続分が定められていても、相続債務に関しては、原則として法定相続分に従った割合で各相続人が承継し、返済の義務を負う。もし指定相続分での承継を認めると、例えば債務を返済する資力のない相続人に相続債務を全て承継させる遺言がされた場合など、債権者は返済を受けることができず、予測できない損害をこうむるためである。

要綱案では、この現行の取扱いを明文化することが提案されている。なお、検討段階では、相続人間での内部的な負担割合の規定を設けることが提案されたが、最終的には削除された。

図表7 相続の効力等に関する見直し（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
権利の承継に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続分を超える権利の承継は、取得方法にかかわらず、全て対抗要件が必要。 ・債権の場合、相続人の1人が遺言・遺産分割の内容を明らかにして債務者に承継の通知をすれば、共同相続人全員の対抗要件が具備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺贈、遺産分割の場合は対抗要件が必要。 ・相続分の指定、遺産分割方法の指定（「相続させる」遺言）の場合は対抗要件不要（判例）。
義務の承継に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使できる旨を明文化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続分の指定がされた場合でも、債権者は法定相続分に応じて債権を行使できる。
遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為（相続財産の処分等）は原則として無効とする。 ・善意の第三者には無効を主張できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言執行者がある場合、遺言の執行を妨げる相続人の行為（相続財産の処分等）は絶対的に無効となる（判例）。 ・誰に対しても無効を主張できる。

（出所）要綱案に基づき大和総研作成

（6）相続人以外の者の貢献（図表8）

現行では、相続人が被相続人の介護などに貢献してきた場合、その貢献により被相続人の財産が維持・増加したこと（特別の寄与）が認められれば、遺産分割においてその貢献を「寄与分」として考慮して、具体的相続分の上乗せを受けられる。他方、相続人以外の者（子の配偶者など）については寄与分として考慮されないため、公平を欠く。

要綱案では、被相続人の親族（相続人以外）が、無償で療養看護などの労務提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できることが提案されている。親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。したがって、子の配偶者（1親等の姻族）、先順位の相続人がいる場合の兄弟姉妹（2親等の血族）、被相続人の配偶者の連れ子（1親等の姻族）などは対象となる。他方、この制度はあくまでも法律婚を前提としていることから、被相続人の内縁の配偶者やその連れ子は対象とならない。また、貢献の内容は「無償での労務提供」に限定されており、寄与分制度の「被相続人の事業に関する財産上の給付」は対象にならない。

図表8 相続人以外の者の貢献（要綱案）

	要綱案の概要	現行の取扱い
相続人以外の者の貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の親族^{（注）}（相続人以外）は、無償で療養看護などの労務提供をして被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できる。 ・協議が成立しない場合、家庭裁判所の審判で決定。 	<p>（新設）</p> <p>※相続人は、被相続人の事業に関する労務の提供・財産上の給付、被相続人の療養看護等により被相続人の財産の維持増加に特別の寄与をした場合、寄与分が上乗せされる。相続人以外の者には、寄与分が認められない。</p>

（注）「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。

（出所）要綱案に基づき大和総研作成